

(参考) 文化財建造物の修理について

我が国の文化財建造物は木造が9割を占め、屋根も茅・檜皮などの植物性資材を用いて葺かれているものが多いことから、その価値を維持するために、定期的な修理が不可欠です。



修理に当たっては、必要に応じて、柱や梁の傷んだ箇所の補修や取り替えを行います。また、茅葺や檜皮葺などの屋根については、数十年周期で定期的に葺き替えます。



文化財建造物の修理に用いられる木材は、大径材・長大材など特殊なものが必要です。また、現在ではほとんど使われなくなった檜皮・茅・漆なども用いるため、修理用資材の確保に関する幅広い取り組みが必要です。